

5 年 保 存
令和12年3月31日満了

F N o . - 01010802
崎装（管財）第215号
令和7年1月29日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

長崎県警察施設案内板設置事業実施細則の制定について（依命通達）

長崎県警察施設案内板設置事業における入札等事務処理の適正化を図るため、別添のとおり、新たに長崎県警察施設案内板設置事業実施細則を定め、令和7年1月29日から施行することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

本件担当	装備施設課管財係（警電 2290～2292）
------	------------------------

別添

長崎県警察施設案内板設置事業実施細則

第1 目的

この細則は、長崎県警察施設案内板設置事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、設置場所の貸付けの入札等事務処理に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用語

この細則において使用する用語の定義は、要領で使用する用語の例による。

第3 入札による貸付けの決裁

入札による案内板設置場所の貸付けを行おうとする場合は、別紙1の一般競争入札案内書を標準として入札案内書を作成し、決裁を受けなければならない。

第4 入札物件の単位

入札は、貸付場所1箇所を1物件として行うものとする。

第5 予定価格の決定

案内板設置場所の貸付けに係る貸付料の予定価格（以下「最低貸付料」という。）は行政財産目的外使用許可事務取扱要領別表第1－1の行政財産使用料基準及び別表第3自動販売機等使用料基準を参考として決定するものとする。ただし、別に合理的な方法により算定することができる場合は、この限りでない。

2 最低貸付料は、公表しないものとする。

第6 入札の公告等

入札による貸付けを行うときは、長崎県財務規則（以下「財務規則」という。）第93条の規定により、別紙2の公告を標準として、その入札期日の前日から起算して少なくとも3週間前に、掲示、長崎県警察のホームページへの掲載、一般競争入札案内書の配布等の方法により公告するものとする。

第7 設置場所の現地説明

案内板の設置場所の現地説明は、貸付場所の実情に応じて適宜実施するものとするが、省略することができるものとする。

第8 結果の公表

一般競争入札に付し落札が決定したものについては、別紙3の入札結果一覧表を標準として、次に掲げる事項について、入札経過を整理のうえ遅滞なく公表するものとし、その期間は、契約を締結した日（契約締結に至らなかった場合は、その旨を通知した日）の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

なお、入札結果の公表については、長崎県警察のホームページで公表するものとする。

- 1 物件番号
- 2 施設名、貸付場所及び所在地
- 3 入札施行機関、入札日執行日及び入札場所
- 4 応札者の商号又は名称、所在地及び代表者名
- 5 入札回数
- 6 入札者の入札金額

- 7 落札者の落札金額
- 8 応札者数

一 般 競 争 入 札 案 内 書

(長 崎 県 警 察 施 設 案 内 板 設 置 事 業 者 募 集 要 項)

令和 年 月入札実施

長崎県警察本部警務部装備施設課

TEL ; 0 9 5 - 8 2 0 - 0 1 1 0

資 料 内 容

- 1 入札による案内板設置場所貸付けの流れ ----- P
- 2 一般競争入札参加要領（長崎県警察施設案内板設置場所貸付） --- P

入札参加申込書期日 ----- P

入札期日 ----- P
- 3 仕様書（案内板設置に係る仕様書及び管理運営上の遵守事項） --- P
- 4 入札の関係様式 ----- P

一般競争入札参加申込書(第1号様式) ----- P

誓約書（第2号様式） ----- P

使用印鑑届（第3号様式） ----- P

委任状（第4号様式） ----- P

入札書(第5号様式) ----- P

入札用封筒(第6号様式) ----- P

委任状(第7号様式) ----- P
- 5 入札日に持参する書類等チェックリスト ----- P
- 6 落札後に必要となるもの ----- P
- 7 長崎県警察施設案内板設置に関する契約書（案）（第8様式） ---- P

〈入札による長崎県警察施設案内板設置場所貸付けの流れ〉

①入札の公告

令和 年 月 日 ()



②資料の配布等

令和 年 月 日 ()

※公告日以降



③申込受付期間

(警察本部装備施設課管財係まで持参又は郵送)

令和 年 月 日 () : ~ :
~令和 年 月 日 () : ~ :



④入札参加資格の確認



⑤入札

令和 年 月 日 ()

: ~ :

長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部3階入札室



⑥開札、落札者決定



⑦契約締結

令和 年 月 日 () までに



⑧案内板の設置

令和 年 月 日 () から



⑨貸付料の支払い

各年度4月30日まで

①入札の公告等

警察本部掲示板への掲示、県警のホームページへの掲載等

②入札係資料の配布(本案内書)

入札参加申込書ほか関係書類を配布します。

③申込み

一般競争入札参加申込書(第1号様式)ほか関係書類の提出(郵送の場合は、簡易書留により期限内に必着。)

④入札参加資格の確認

申し込み後、県から確認通知を行います。

⑤入札

入札書(第5号様式)

〔入札保証金(入札額の5%以上)、入札者の印鑑、委任状(代理人が入札する場合)等の必要書類を持参して下さい。〕

⑥開札、落札者決定

入札締切後、入札者の面前で開札し、落札者を決定します。

⑦契約締結(入札日から5日以内(県の休日を除く。))

県と落札者で契約を締結します。

〔契約保証金(契約額の10%以上。入札保証金を契約保証金に充当する場合は、その差額。)を納入してください。〕

⑧案内板の設置

貸付期間の初日に案内板を設置(電気使用量計測用子メーターの設置を含む。)してください。

⑨貸付料の支払い

県が発行する納付書により貸付料を納付してください。

一 般 競 争 入 札 参 加 要 領

(長崎県警察施設案内板設置場所貸付)

長崎県警察本部警務部装備施設課

長崎県警察では、県有財産の新たな有効活用を図るため、案内板（警察行政情報及び広告枠が一体となったデジタルサイネージ式案内板。以下同じ。）の設置場所として、一般競争入札により下記物件の貸付けを行いますので、参加される方は、次の各事項を承知した上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 貸付けを行う物件

物件 番号	施設名	所 在 地	貸付箇所	貸付面積(m ²)
				m ² (. m × . m)
				m ² (. m × . m)

※ 年間来庁者数 約 万人 (年中)

[広告掲出位置図【PDF】](#)

[広告掲出イメージ【PDF】](#)

(2) 貸付期間

年 月 日から 年 月 日までとし、契約期間の更新はできません。

(3) 用途

案内板の設置・運営に限るものとします。

(4) 貸付料等

① 貸付料は、落札金額とし、毎年度4月30日（当該日が金融機関の休業日であるときは、その翌営業日。以下同様。）までに貸付料のうちの当該年度分を納付していただきます。ただし、年度の中から貸付けを行う場合、初年度分については納入通知の日から15日以内に納付していただきます。

② 案内板の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費を含む。）、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は設置事業者の負担とします。

なお、案内板の運営に必要な電気料は、長崎県が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

(5) 案内板の仕様

別添「案内板設置に係る仕様書及び管理運営上の遵守事項」のとおりとします。

2 競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者うち、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に

規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 33 条第 7 項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和 5 年 2 月 17 日付け崎組（暴排）第 7 号。以下「暴力団等排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) 案内板の運營業務について、1 年以上の実績を有していること。
- (8) 都道府県税に関し、未納がないこと。
- (9) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (10) 下記 3 により、あらかじめ入札への参加申し込みをした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

(1) 関係書類の配布・受付期間及び配布・受付場所

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
年 月 日 () から 年 月 日 () まで ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～12:00、13:00～17:00	年 月 日 () から 年 月 日 () まで ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～12:00、13:00～17:00	長崎市尾上町 3 番 3 号 警務部装備施設課管財係 電話 095-820-0110 (内線 2292)

(2) 提出書類

	提 出 書 類	法人	個人
①	一般競争入札参加申込書（第 1 号様式）	○	○
②	誓約書（第 2 号様式）	○	○
③	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）	○	
④	住民票		
⑤	使用印鑑届（第 3 号様式）	○	○
⑥	都道府県税に関し未納がないことを証する証明書	○	○
⑦	消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書	○	○
		課税事業者のみ	
⑧	案内板運営の実績に係る書類（任意様式）	○	○
⑨	設置する案内板等のカタログ	○	○
⑩	委任状（第 4 号様式）	—	—

備考 1 ⑩の書類は権限を支店（社）長等に委任する場合のみ提出してください。

2 権限を支店（社）長等に委任する場合は①の申込者は受任者（支店（社）長等）としてください。

3 提出部数は各 1 部とします。ただし、支店（社）長等に権限を委任する場合は、②の書類は本店（社）及び支店（社）等それぞれの誓約書を提出してください。

4 ③、④、⑥及び⑦の書類は、参加申込日前 3 月以内に発行されたもの（その写しでも可）に限ります。また、⑨の書類は、その写しでも可とします。なお、権限を支店（社）長等に委任する場合は本店（社）のものを提出してください。

5 ⑧の書類は権限を支店（社）長等に委任する場合は受任者（支店（社）等）での実績に係る書類を提出してください。

(3) 関係書類の提出方法

申込書等受付期間内に(1)の受付場所へ提出してください。(郵送による場合は、簡易書留により、 年 月 日 () 時必着)

(4) 入札資格の確認

入札参加申込みがあったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、その資格を取り消すこととします。

また、設置予定の案内板が1の(5)に定める仕様に適合しないと認められる場合は、入札参加申込者に対し、機種変更を指示する場合があります。

4 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

物件 番号	施 設 名	入 札 日 時	入 札 場 所
		年 月 日 () : ~ :	
		年 月 日 () : ~ :	

※ 入札開始時刻に遅れた場合、原則入札不参加扱いとします。

※ 入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は入札を延期することがありますので、事前に3の(1)の係に確認してください。

(2) 入札保証金

ア 入札に当たっては、入札保証金(入札見積金額の100分の5以上に相当する金額で、現金又は支払地が県内で銀行が振出人である小切手に限ります。)を納付していただきます。

イ 入札保証金は、落札されなかった方には、入札終了後、直ちに返還します。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

ウ 入札保証金は、その受入期間について利息は付けません。

(3) 入札方法等

ア 入札は、入札書(第5号様式)及び入札用封筒(第6号様式)に必要事項を記載して、記名押印の上、当該入札書(第5号様式)を当該入札用封筒(第6号様式)に入れ、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。(郵送による入札は認めません。)

イ 入札書(第5号様式)は、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

ウ 入札書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を記載してください。

エ 代理人により入札する場合は、委任状(第7号様式)を提出の上、入札書には代理人が押印(委任状に押印した代理人の印鑑)して提出してください。(委任状の提出のない場合は、入札が無効になります。また、代理の場合は、本人でなく、代理人の記名・押印になりますので御注意ください。)

オ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。

カ 天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を中止することがあります。この場合の損害は、各入札者の負担とします。

5 落札者の決定

(1) 開札

開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。

なお、入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない県職員を立ち合わせます。

(2) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ウ 入札者が連合して入札したとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- オ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- カ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- キ 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- ク 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ケ 入札書に記名押印がないとき(署名のみのときを含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。
- コ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- サ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- シ 入札日において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けたとき。
- ス 錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(3) 落札者の決定

- ア 落札者は、県が前もって設定した最低貸付料以上の価格で最高の価格をもって入札した者としてします。
- イ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ウ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、この入札者にくじを引かせて落札者を決定します。
この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない県職員に引かせます。
- エ 1回目の入札で落札しない場合には、再度入札を行います。なお、(2)アからオまで及びシにより無効となった者は再度の入札に加わることはできません。
- オ 落札者が落札決定から契約締結までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。

6 契約

(1) 契約の締結

- ア 長崎県警察案内板設置場所貸付に関する契約書(第8号様式)により契約を締結しますが、落札決定の日から5日以内(県の休日を除く。)(年 月 日 () まで)に契約を行わなければなりません。
- イ 落札者が期限内に契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納入した入札保証金は長崎県に帰属することになります。
- ウ 貸付契約は、長崎県が落札者とともに貸付契約書に記名押印したときに確定します。
- エ 契約に要する費用は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

- ア 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県に納付しなければなりません。
- イ 落札者が納入した入札保証金は、申出により契約保証金に充当できます。
この場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を納付しなければなりません。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。

エ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復及び最終の電気料の納入を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき返還します。

オ 契約保証金は、その受入期間について利息はつけません。

7 その他

(1) 現地（設置箇所）確認

現地を確認したい場合は、土・日・祝日を除く 9:00～17:00 に長崎県警察本部警務部装備施設課管財係宛て連絡をお願いします。

連絡先 095-820-0110（内線 2292）

(2) その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）及び長崎県の指示によることとします。

案内板設置に係る仕様書及び管理運営上の遵守事項

1 業務内容

設置事業者は、案内板(警察行政情報及び広告枠が一体となったデジタルサイネージ式案内板。以下同じ。)を制作・設置するとともに、民間企業等からの広告を募集し、同広告枠に広告を掲出し、運営する。

2 業務期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 設置場所

- (1) 施設名
- (2) 所在地
- (3) 設置箇所

4 案内板の概要

(1) 大きさ

幅●. ●m×奥行●. ●m×高さ●. ●m に収まる大きさ
●インチ以上●機、●●付き、●●式とすること。

(2) 仕様

ア 形態は、鋭利な角や縁、突起物等がなく、バリアフリーに配慮した形状及び可動式とし、配線等についても庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。

イ 案内板の設置に当たっては安全対策として J I S 規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じ、来庁者等に危険を生じさせることがない構造とすること。

ウ 設置場所における温度・湿度の変化、強風の吹き込み等の環境下でも安全性を保ち、使用に耐え得る構造とすること。

エ 表示において、文字の大きさや配色などを高齢者や色覚障がい者等に配慮したものとし、全体の雰囲気を検討した色合い、ユニバーサルデザインに配慮した仕様とすること。

(3) 環境対策

ア 照明光源式の場合は L E D、モニター式の場合は省電力モニターとすること。また、電源については、投入と遮断が容易であること。(タイマー制御も可)

イ 電照時間は、原則として午前●時から午後●時までとする。

5 管理運営上の遵守事項

(1) 設置及び費用負担

ア 案内板は、建物に負担の少ない方法で、地震等の際の転倒・落下を防止するための十分な対策を講ずること。

なお、設置期間中に万一事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において解決すること。

イ 案内板の制作及び設置(インターネット回線が必要な場合の契約及び配線等含む。)並びに撤去する際の原状回復に係る一切の工事(やむを得ない理由により、案内板本体の移動が生じた場合の費用も含む。)は、設置事業者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議の上許可を得て実施すること。

ウ 工事は、原則として開庁日の執務時間外又は閉庁日に行うこと。

エ 設置する案内板の電気使用量を測定する子メーター(計量法(平成4年法律第 51 号)に基づく検査に合格したものに限り。)を設置すること。

なお、設置に当たっては長崎県警察の指示に従うこと。

オ 電気料は、別途送付する納入通知書にて納入通知書に定める日までに支払うこと。

カ 故障や破損、汚損等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

(2) 掲載内容

表示面の構成は、警察行政情報（以下「警察枠」という。）と、広告枠による構成を基本とする。

ア 警察枠及び広告枠いずれにも関わる事項

両者ともに広告付き案内板に収まる大きさで表示面上に設けること。

イ 警察枠に関する事項

(7) 警察枠の掲出面積は、広告枠を含めた表示面の合計面積の 50%以上とすること。

(4) 設置事業者は、警察担当者が警察行政情報を容易に作成及び操作でき、タイムリーな表示ができるような PC 機器等を設置場所に配置し、警察担当者の求めに応じ、技術協力を提供すること。

ウ 広告枠に関する事項

(7) 設置事業者は、広告枠において広告の掲出を希望する者を募集し、広告掲出予定者及び広告内容等について、長崎県警察が指定する日までに、「長崎県警察施設案内板広告申込書」(様式第1号)及び「誓約書」(様式第2号)及び広告原案(データ)を提出し承認を得ること。なお、長崎県警察が適切でないと判断する広告については、掲出を認めないものとする。

長崎県警察は、申込みのあった広告について審査を行い広告掲出の可否を決定し、「長崎県警察施設案内板広告掲出決定通知書」(様式第3号)又は「長崎県警察施設案内板広告不掲出決定通知書」(様式第4号)により、設置事業者へ通知するものとする。また、広告内容を変更するときも同様とする。

なお、広告掲出決定後又は広告掲出中に、問題が発生又は顕在化するなどし、長崎県警察としての品位・信頼性を損なうおそれがあると判断した場合は、長崎県警察は、直ちにその広告を修正又は削除を依頼することができ、設置事業者はその依頼に従わなければならないものとする。

(4) 広告枠には、「長崎県及び長崎県警察は財源確保のために広告を掲出しており、特定の事業者やその製品、サービス等を推奨するものではなく、当該広告は民間事業者等の広告欄である」旨を注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関することや、その他必要な事項についても注記すること。

(3) 権利の譲渡

貸付物件に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

6 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、長崎県警察と設置事業者が協議の上、決定する。

様式第1号

長崎県警察施設案内板広告申込書

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

案内板設置事業者

住所

氏名(名称)

代表者名

担当者氏名

TEL

FAX

長崎県警察施設に設置する案内板広告については、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱、長崎県県有施設広告掲出取扱基準及び長崎県警察施設案内板設置事業実施要領の内容を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲出予定者一覧(別添可)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

連絡先

2 掲出予定期間

_____年_____月 ～ _____年_____月(_____ヶ月)

3 添付書類

(1) 広告原案

(2) 会社の業務内容が分かる会社概要等の資料

誓 約 書

長崎県県有施設広告掲出取扱基準第2条各号に規定する下記、規制業種又は事業者該当するかどうかについて、当てはまるものにチェック(☑)をしてください。

規制業種又は事業者	該 当 す る	該 当 しない
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種	☐	☐
(2) 風俗営業類似の業種	☐	☐
(3) 消費者金融に係るもの	☐	☐
(4) たばこに係るもの	☐	☐
(5) 賭博、ギャンブルに係るもの(宝くじ、競馬及び競輪並びに競艇に係るものを除く)	☐	☐
(6) 社会問題を起こしている業種や事業者	☐	☐
(7) 法律の定めのない医業類似行為を行う施設に係るもの	☐	☐
(8) 長崎県警察が行う各種契約からの暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。	☐	☐
(9) 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更正手続中の者	☐	☐
(10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者	☐	☐
(11) 県の指名停止措置を受けている者	☐	☐
(12) 都道府県税を滞納している者	☐	☐

長崎県警察施設案内板広告申込書の広告掲出予定者全員については、上記のとおり、相違ないことを誓約します。

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

印

年 月 日

様

長崎県知事 ○○ ○○ 印

長崎県警察施設案内板広告掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました長崎県警察施設案内板広告掲出については、下記のとおり掲出を決定したので通知します。

記

1 案内板広告掲出決定者(別添可)

2 広告掲出期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

様

長崎県知事 ○○ ○○ 印

長崎県警察施設案内板広告不掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました長崎県警察施設案内板広告掲出については、下記のとおり掲出しないこととしたので通知します。

記

- 1 掲出しないこととした案内板広告不掲出者
- 2 掲出しないこととした理由

第1号様式

一般競争入札参加申込書

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

(申込者) 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

年 月 日に実施される長崎県警察施設案内板設置場所の貸付に係る入札に参加したいので、次のとおり必要書類を添えて申し込みます。

また、県のホームページ等に決定金額及び事業者名を掲載することに同意します。

なお、この申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加を希望する物件

物件 番号	施設名	所 在 地	貸付箇所	貸付面積 (㎡)
				. ㎡ (. m × . m)

2 添付書類 (提出する書類に○ を付けてください。)

- () 誓約書 (第2号様式)
- () 商業・法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (コピーで可) ※法人の場合
- () 住民票 (コピーで可) ※個人の場合
- () 使用印鑑届 (第3号様式)
- () 都道府県税に関し未納がないことを証する納税証明書 (コピーで可)
- () 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書 (コピーで可)
- () 案内板運営等の実績に係る書類 (任意様式)
- () 設置する案内板のカタログ (コピーで可)
- () 委任状 (第4号様式) (権限を支店 (社) 長等に委任する場合のみ添付すること。)

3 担当者名等 (県から問合せ等を行う場合がありますのでご記入ください。)

担当者名

所属部署

電話番号

F A X

電子メール

備考 1 権限を支店 (社) 長等に委任する場合は、申込者は受任者 (支店 (社) 長等) としてください。

2 商業・法人登記簿謄本、住民票、長崎県税に関する納税証明書、消費税及び地方消費税に関する納税証明書は、参加申込日前3月以内に発行されたもの (その写しで可) としてください。なお、権限を支店 (社) 長等に委任する場合は本店 (社) のものを提出してください。

3 案内板運営等の実績に係る書類 (任意様式) は、権限を支店 (社) 長等に委任する場合は受任者 (支店 (社) 等) での実績に係る書類を提出してください。

第2号様式

誓 約 書

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表社名)

印

私は、長崎県が実施する長崎県警察施設案内板設置場所貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 案内板の管理運営について1年以上の実績がありその管理・運営には支障ありません。
- 2 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当していません。
- 3 現在、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する、一般競争入札への参加を制限される決定を受けていません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しません。
- 6 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当する者ではありません。
- 7 長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者ではありません。
- 8 入札について、一般競争入札参加要領の記載事項及び貸付契約書の約定を承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について長崎県に対し一切の異議、苦情を申し立て致しません。

【関係法令】

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）より一部抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より一部抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）より一部抜粋

（観察処分）

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- (1) 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- (2) 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- (3) 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- (4) 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足る事実があること。

○長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）より一部抜粋

（公表等）

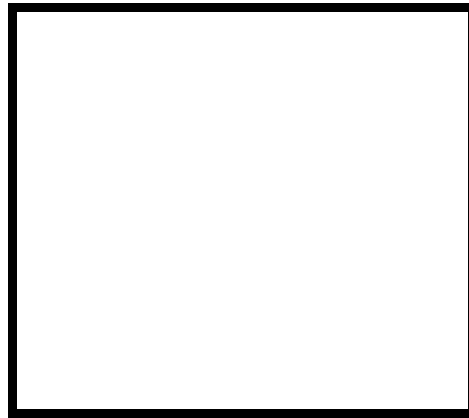
第33条

7 知事は、第31条第2項の勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

注) 権限を支店（社）長等に委任する場合は、本店（社）の誓約書と支店（社）等の誓約書をそれぞれ提出してください。

第3号様式

使 用 印 鑑 届



弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

注）権限を支店（社）長等に委任する場合は支店（社）等の使用印鑑届のみで可とします。

第 4 号様式

委 任 状

商号又は
名 称

私は、 役 職 名 を代理人と定め下記権限を

氏 名

委任します。

- 1 年 月 日に実施される下記長崎県警察施設案内板設置場所貸付の
入札・契約締結に係る一切の件
- 2 契約締結後の案内板の設置・運用に係る一切の件
- 3 複代理人の選定に係る件

入札物件

物件 番号	施設名	所 在 地	貸付箇所	貸付面積 (㎡)
				. ㎡ (. m × . m)

委 任 期 間

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

- 注 1 委任状は、権限を支店（社）長等に委任する場合のみ記入すること。
- 2 委任期間の末日は貸付期間（契約期間）の末日から 1 か月後とすること。

第 5 号様式

入 札 書

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

入札者 住 所
(所在地)

氏 名 印
(名称及び代表者名)

代理人 住 所

氏 名 _____ 印 _____

一般競争入札参加要領記載の事項及び貸付契約書の約定を承知し、下記のとおり入札します。

記

物件番号

入 札 名 長崎県警察施設案内板設置場所貸付に係る入札（施設名 ）
貸付期間 年 月 日から 年 月 日

入札金額	¥
------	---

- 備考
- 1 入札金額は、貸付期間中の貸付料の総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を記入してください。
 - 2 入札金額は、アラビア数字を使い、訂正又は抹消することはできません。
 - 3 入札者本人により入札する場合は、入札者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記名押印（届出済みの印鑑）してください。代理人欄は空欄で結構です。
 - 4 代理人により入札する場合は、代理人は、委任者の住所、氏名を入札者住所氏名欄に記入（押印不要）したうえ、代理人の住所、氏名欄に記名押印（委任状に押印した印鑑）してください。

第 6 号様式

(入札用封筒)

(表面)

物件番号		
入札名：自動販売機設置場所貸付に係る入札		
(施設名		)
入	札	書
氏 名		

第7号様式

委 任 状

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

委任者 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、次の者を代理人として定め、長崎県警察施設案内板設置場所貸付に係る一般競争入札に関する事及びこれに付帯する一切の権限を委任いたします。

代理人 住 所

氏 名

印

記

物件 番号	施設名	所 在 地	貸付箇所	貸付面積 (m ²)
				. m² (. m × . m)

備考 1 委任者の印鑑は届出済みの印鑑を使用して下さい。
2 代理人の印は、代理人が入札で使用する印（認印可）を押印して下さい。

入札日に持参する書類等チェックリスト

入 札 参加者	当日会場に 来られる方	持 参 す べ き 書 類 等
個 人 の 場 合	本 人	☐ 印鑑（届出済みの印鑑） ☐ 入札保証金（入札金額の 5/100 以上に相当する現金若しくは 支払地が県内で銀行が振出人である小切手） ☐ 入札書 ☐ 入札用封筒
	代理人	☐ 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） ☐ 入札保証金（入札金額の 5/100 以上に相当する現金若しくは 支払地が県内で銀行が振出人である小切手） ☐ 入札書 ☐ 入札用封筒 ☐ 委任状
法 人 の 場 合	代表権を 有する者	☐ 法人（会社・団体等）の印鑑（届出済みの印鑑） ☐ 入札保証金（入札金額の 5/100 以上に相当する現金若しくは 支払地が県内で銀行が振出人である小切手） ☐ 入札書 ☐ 入札用封筒
	代理人	☐ 代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑） ☐ 入札保証金（入札金額の 5/100 以上に相当する現金若しくは 支払地が県内で銀行が振出人である小切手） ☐ 入札書 ☐ 入札用封筒 ☐ 委任状

（注） 提出された書類は返還いたしませんのでご了承ください。

落札後に必要となるもの

1 契約保証金

- (1) 貸付料総額の 100 分の 10 以上に相当する金額を、落札決定の日から 5 日以内（県の休日を除く。）にお支払いいただきます。
- (2) 契約保証金につきましては、現金若しくは支払地が県内で銀行が振出人である小切手によりお支払いいただくか、県が発行する保管金払込書により銀行でお支払いいただくこととなります。
- (3) 申出により入札保証金を充当できます。
- (4) 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復及び電気料の納入を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき返還します。
- (5) 契約保証金は、その受入期間について利息は付けません。

2 貸付料

貸付料総額のうち当該年度分を、県の発行する納入通知書により、契約書に規定された期日までに、県が別途発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

3 収入印紙

建物の賃貸借により案内板を設置する場合は、契約書に係る印紙税は課税されません。

ただし、土地の貸付けにより案内板を設置する場合は、印紙税が課税されますので、契約締結時に、200 円分の収入印紙を 1 枚ご準備ください。

長崎県警察施設案内板設置場所貸付に関する契約書

貸付人 長崎県知事 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と借受人 (以下「乙」という。)
とは、警察施設への案内板（警察行政情報及び広告枠が一体となったデジタルサイネージ式案内板をいう。
以下同じ。）の設置場所貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付物件及び貸付目的)

第2条 甲は、末尾記載の貸付場所（以下「貸付物件」という。）を案内板の設置場所として乙に貸し付ける。
2 乙は、貸付物件を直接、案内板の設置及び運営のために使用するものとし、使用するに当たっては、長
崎県県有施設広告掲出事業実施要綱（以下「要綱」という。）、長崎県県有施設広告掲出取扱基準（以下「基
準」という。）、長崎県警察施設案内板設置事業実施要領（以下「要領」という。）及び別添「案内板設置に
係る仕様書及び管理運営上の遵守事項」を遵守しなければならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
2 本契約は、前項に定める貸付期間が満了したときに終了するものとし、契約の更新は行わない。

(貸付料)

第4条 貸付期間に係る貸付料は、金 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、各年度に
属する貸付料（年額）は、次に掲げる額とする。

年 度	期 間	貸付料（年額）
第1年度	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日	¥ —
第2年度	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日	¥ —
第3年度	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日	¥ —

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、金 円とする。
2 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により貸付料を支払わない場合において、契約保証金を貸付料に充
当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。
3 甲が第19条第1項第1号又は同条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約保証金は
甲に帰属する。
4 甲は、貸付期間満了後において、乙が第22条の規定により貸付物件を原状に回復し、第8条に規定する
電気料を納付したときは、これを確認後、契約保証金を乙に返還する。
5 契約保証金には利息を付さない。

(貸付料の納付)

第6条 乙は、第4条に定める各年度に属する貸付料（年額）を、甲が別途発行する納入通知書により、毎
年4月30日（当該日が金融機関の休業日であるときは、その翌営業日。以下同様。）までに当該年度分を
甲に納付するものとする。ただし、年度の途中から貸付を行う場合、初年度分については納入通知の日か
ら15日以内に納付するものとする。

2 甲は、既に納入された貸付料を乙に返還しないものとする。

(費用負担)

第7条 案内板の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第19条第1項第2号の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(電気料の納付)

第8条 乙は、本契約に基づき設置する案内板には、電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 甲は、前項の子メーターの接続する親メーターにより甲が支払う電気料を基に、当該親メーターの表示する使用量に対する当該子メーターの表示する使用量の割合により電気料を計算し、乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払うものとする。

(遅延利息)

第9条 甲は、乙が第6条第1項に定める納付期限までに貸付料を納付しないとき又は前条第3項に定める納付期限までに電気料を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで未納代金につき年利パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときはこの限りでない。

(貸付物件の引き渡し)

第10条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に、貸付物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(契約不適合責任等)

第11条 乙は、この契約締結後、貸付物件に契約の内容に適合しないものを発見しても、甲に対し、貸付物件の補修、代替地の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、乙は、貸付期間の初日の日から2年間に限り、貸付物件に契約不適合があることを発見した場合、甲に対し、貸付物件の補修の請求、代替物の引渡し請求、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、その不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができるものとする。

3 乙は、貸付物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(原形変更の禁止)

第12条 乙は、貸付物件の原形を変更してはならない。ただし、乙が公有財産原形変更承認書により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第13条 乙は、貸付物件の賃借権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(管理義務)

第14条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第15条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第16条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

(案内板の毀損)

第17条 甲は、設置された案内板の毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第18条 甲は、貸付期間中、必要に応じて、乙に対し貸付物件に係る所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 甲が貸付物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- 2 甲は、乙が要綱第8条の各号のいずれかに該当するとき、又は乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
 - (2) 銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続きの開始の決定があったとき。
 - (3) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上貸付物件を使用しないとき。
 - (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (5) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
 - (6) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (7) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
- 3 乙は、第4条に定める第1年度又は第2年度の末日の3か月前までに、甲に対して文書で解約の申入れを行うことにより、当該年度の末日をもって本契約を解除することができる。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第20条 甲は、乙が長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

- 2 甲が前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 同条第1項の規定により、本契約が解除された場合においては、乙は、第4条に定める貸付料総額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(返還等)

第21条 乙は、貸付期間の満了又は第19条及び第20条の規定による契約の解除により貸付物件を返還する場合においては、甲の指示する方法に従い自己の費用で遅滞なく当該物件を甲に引き渡さなければならない。

い。

(原形回復の義務)

第 22 条 乙は、第 12 条ただし書の規定により貸付物件の原形を変更したときは、有益費等の請求権を放棄することで甲の承認を受けていない限り、前条の規定により当該物件を甲に返還する際、原形に回復するものとする。

2 前項の規定による原形回復に要する経費は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第 23 条 乙が故意又は過失により、貸付物件を荒廃させ、又は毀損し、その他この契約の条項に違反したことにより甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

2 甲が第 19 条第 1 項第 2 号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(借受人の責任)

第 24 条 乙は、案内板に掲出する広告すべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、案内板に掲出する広告により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 25 条 この契約書のほか、長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）を遵守するとともに、この契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、要綱、基準及び要領の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議の上で定める。

(管轄裁判所)

第 26 条 本契約に関する訴えの管轄は、長崎県庁所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

年 月 日

貸付人住所 長崎市尾上町3番1号

氏 名 長崎県知事 ○○ ○○ 印

借受人住所

氏 名 _____ 印 _____

物件 番号	名 称	所 在 地	貸付場所	貸付面積 (m ²)
				m ² (. m × . m)

公 告
長崎県警察施設案内板設置場所の貸付

下記の場所を案内板（警察行政情報及び広告枠が一体となったデジタルサイネージ式案内板。以下同じ。）の設置場所として、一般競争入札により貸付けを行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 及び長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第93条の規定に基づき公告します。

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○

1 入札に付する事項

(1) 貸付けを行う物件

物件 番号	施設名	所 在 地	貸付箇所	貸付面積(㎡)
				・ ㎡ (・ m × ・ m)
				・ ㎡ (・ m × ・ m)

(2) 貸付期間

年 月 日から 年 月 日まで(契約の更新はしない。)

(3) 用途

案内板の設置・運営に限るものとします。

(4) 貸付料等

物件番号ごとに、貸付期間中の貸付料の総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入札に付します。

2 競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4 第1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4 第2 項各号のいずれかに該当すると認められる者うち、その事実が認められた後3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2 条第2 号又は第6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5 条第1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7 項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5 年2 月17日付け崎組（暴排）第7 号。以下「暴力団等排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けてい

る者又は受けることが明らかである者でないこと。

(7) 案内板の運営業務について、1年以上の実績を有していること。

(8) 都道府県税に関し、未納がないこと。

(9) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

(10) 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

(1) 関係書類の配布場所（契約条項の提示場所）及び配布期間

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
年 月 日 () から 年 月 日 () まで ※土・日曜日、祝日を除く。 9:00～12:00、13:00～17:00	年 月 日 () から 年 月 日 () まで ※土・日曜日、祝日を除く。 9:00～12:00、13:00～17:00	長崎市尾上町3番3号 警務部装備施設課管財係 電話 095-820-0110 (内線2292)

(2) 入札資格の確認

入札参加申込があつたときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

4 現場説明、入札の日時及び場所

(1) 現場説明

実施しませんので、物件を確認したい場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までに長崎県警察本部装備施設課管財係（Tel095-820-0110 内線2292）宛て連絡をお願いします。

(2) 入札の日時及び場所

物件 番号	施 設 名	入札日時	入札場所
		年 月 日 () : ~ :	
		年 月 日 () : ~ :	

※ 入札開始時刻に遅れた場合、原則入札不参加扱いとします。

※ 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は入札を延期することがありますので、事前に各物件の問い合わせ先に確認してください。

(3) 入札の方法等

ア 入札は、入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印の上、当該入札書を当該入札用封筒に入れ、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。

イ 郵送による入札は認めません。

ウ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、入札書には代理人が押印（委任状に押印した代理人の印鑑）して提出してください。

エ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

オ 入札執行回数は、2回を限度とします。

5 入札保証金に関すること

- (1) 入札保証金として、入札金額の100分の5以上の金額を、現金又は支払地が県内で銀行が振出人である小切手により、入札開始前に納入してください。
- (2) 入札保証金は、落札されなかった方には、入札終了後、直ちに返還します。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

6 無効な入札に関すること

次に掲げる場合は、その入札は無効とします。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) 入札日において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けたとき。
- (13) 錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

7 その他注意事項等

- (1) 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。
- (2) 落札者は、県が前もって設定した予定価格（最低貸付料）以上の価格で最高の価格をもって入札した者としてします。
- (3) 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととします。
- (5) 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県に支払わなければなりません。
- (6) 詳細については、一般競争入札案内書（長崎県警察施設案内板設置事業者募集要項）を御覧ください。
（3の(1)の場所で配布）

8 この公告に関するお問い合わせ先

長崎県警察本部装備施設課管財係 電話 095-820-0110 （内線2292）

所在地 〒850-8548 長崎市尾上町3番3号

入 札 結 果 一 覧 表

入 札 名	物 件 番 号 長崎県警察施設案内板設置場所の貸付
貸 付 個 所	施 設 名 :
	貸 付 個 所 :
	所 在 地 :

入 札 執 行 機 関	
入 札 執 行 日	
入 札 場 所	

(単位 : 円)

結果	商号又は名称	所在地	代表者	第 1 回	第 2 回	備考

応札者数

※消費税及び地方消費税額を含む